

会員登録・ご利用の手引き

ファミリーサポートセンター、 緊急サポートセンターの仕組み	・・・・・・・・ 1
1. ファミリー・サポートの活動	・・・・・・・・ 2
2. 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 3
3. 緊急サポートの活動	・・・・ 4・5
4. 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 6
5. 料金の算出方法について	・・・・・・・・ 7
6. 保険について	・・・・・・・・ 8
7. お預かりに際して準備していただくもの	・・・・・・・・ 9

[お問い合わせ先]

委託先 緊急サポートセンター埼玉

●川口事務所

電話番号 048-297-2903 FAX 番号 048-295-7667

〒333-0801 川口市東川口 4-2-20-102 プロミネンスⅡ

川口事務所 メールアドレス byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

●坂戸事務所（ファミリーサポートの調整は主に坂戸事務局が行います）

電話番号 049-299-5790 FAX 番号 049-299-5793

〒350-0223 坂戸市八幡 2-5-24-301 松栄コーポラス

坂戸事務局 メールアドレス sakadofamisapo@aroma.ocn.ne.jp

ホームページ <https://byoujihoiku.blog.shinobi.jp>

ときがわ町役場福祉課

〒355-0395 ときがわ町大字玉川 2490 番地

電話 0493-65-1521

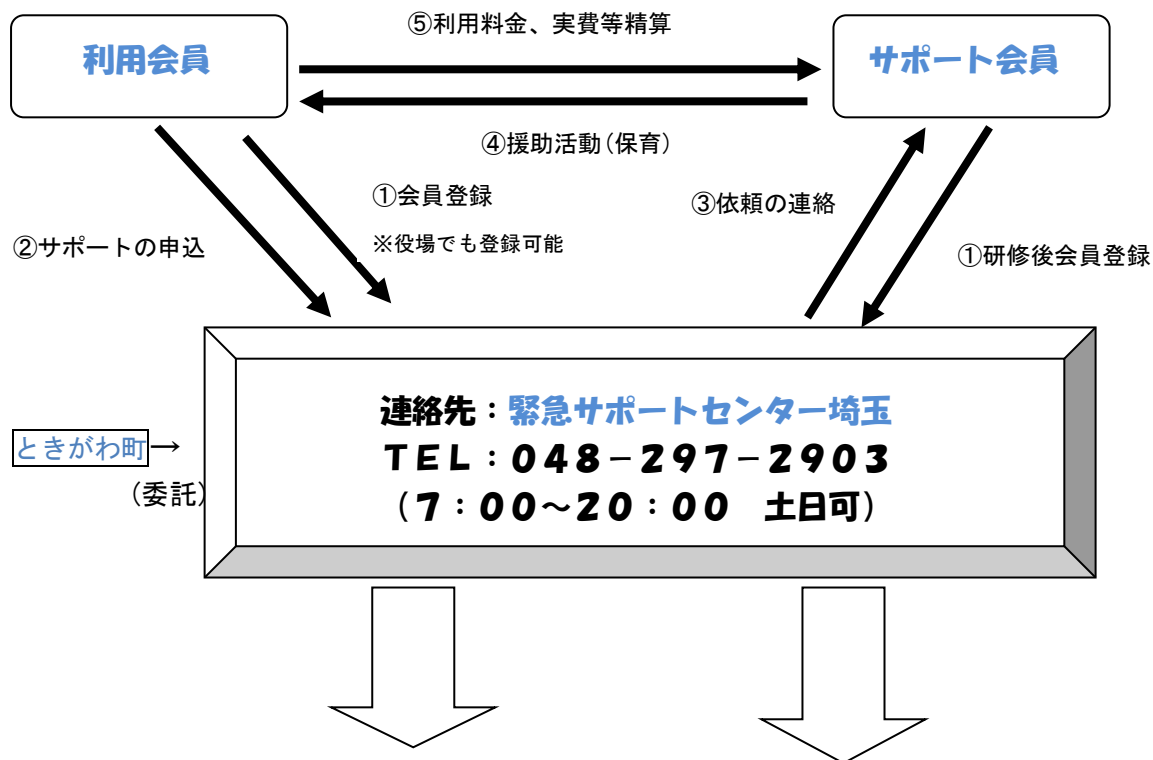
ときがわ町ファミリーサポートセンター
(ファミリーサポート・緊急サポート)

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、相互の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

ときがわ町が委託した緊急サポートセンター埼玉は、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いさせていただきます。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。料金も違いますので、ご相談ください。

●●●センターの仕組み●●●



<p>予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは ファミリーサポート ※事前にサポート会員をご紹介し、 予め依頼内容を決めておきます</p> <p>[利用例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への送迎やその前後の預かり ・ 保育所等の休みの時の預かり ・ 習い事等の送迎 ・ 保護者の求職活動中の預かり ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり など <p>※当日の依頼は緊急サポートで対応します</p>	<p>急を要する時、病気のお子さんの預かりは 緊急サポート ※必要に応じてサポート会員を探します。</p> <p>[利用例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児、病後児の預かり ・ 保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり ・ お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり ・ そのほか当日の急を要する育児に関する困った時 など
--	--

1. ファミリーサポートの活動

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。
元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。依頼はセンターを通じておこないます。
(依頼受付時間 7:00～20:00 土日可(年末年始 12/29～1/3 を除く))

※事前にサポート会員と打ち合わせを行う日程の調整が必要になりますので、利用が決まりましたら早めにセンターにご連絡ください。

・事前に打ち合わせが行えない場合は、緊急サポートでの対応になります。保育料金が変わりますのでご注意ください。(P5以降参照)

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、決定致します。

●援助活動の日時

援助活動時間：5:00～22:00

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

家族相談支援センター2F会議室(通称株[♂]-ルーム)・サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●利用料金 (お子さん1人/1時間あたりの料金)

町から補助金がでます。

援助活動終了後、単価から、町からの補助金を減じた額(実際に支払う額)をサポート会員に直接お支払いしていただきます。

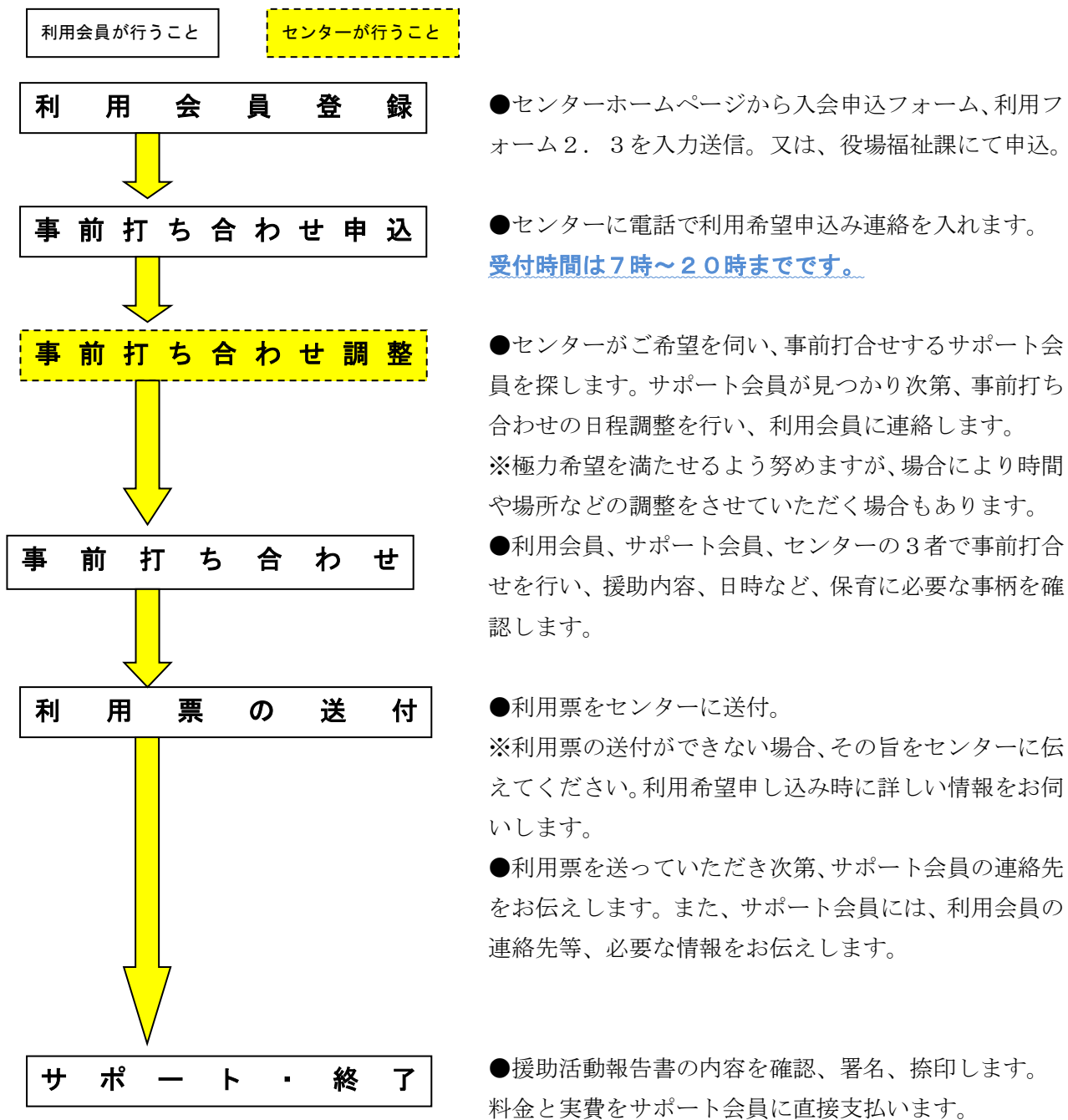
援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実際に支払う額
5時～7時	1000円	400円	600円
7時～19時	900円	400円	500円
19時～22時	1000円	400円	600円

※兄弟姉妹で利用する場合は、3歳児以上の児童を対象に単価を2人預かりは1.5人分、3人預かりは2人分とする。

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費(交通費、食事代等)は別途精算。

2. ファミリーサポート登録から利用までの流れ



センター電話番号 048-297-2903 (7時～20時)

利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

https://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/

3. 緊急サポートの活動

●サポート内容

病児・病後児のお預かりの他に、事前打ち合わせをする時間が取れない、前日、当日の依頼など、主に急を要するお預かりを行います。センターへご連絡ください。基本的に、サポート会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。（事前の紹介はいたしません。）

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談のうえ決定致します。
ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

援助活動時間：5：00～22：00

※病児の場合病状によってはご希望の時間の調整をお願いする場合があります。
サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

家庭相談支援センター2F会議室(通称株°-ルーム)・サポート会員宅、利用会員宅、
合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

- ・講習会（保育、看護、救命救急等20時間）を受けて頂きます。
- ・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、サポート会員のほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。

※障害や慢性疾患をお持ちの場合は事前にセンターとの面談が必要になります。
ご利用の前にご相談ください。

● **利用料金**（お子さん1人／1時間あたりの料金）

町から補助金がでます。 援助活動終了後、単価から、町からの補助金を減じた額をサポート会員にお支払いします。

[病児・病後児]

援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実際に支払う額
5時～7時	1,300円	500円	800円
7時～19時	1,200円	500円	700円
19時～22時	1,300円	500円	800円

[病児・病後児以外の緊急預かり]

援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実際に支払う額
5時～7時	1,200円	400円	800円
7時～19時	1,100円	400円	700円
19時～22時	1,200円	400円	800円

※兄弟姉妹で利用する場合は、3歳児以上の児童を対象に単価を2人預かりは1.5人分、3人預かりは2人分とする。

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費（交通費、食事代等）は別途精算。

●病児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあつた際には、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはお電話下さい。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、お子さんの病状について保護者の方からの正確な情報提供です。

センターでは、保護者の方からの詳しい情報と、下記の基準を元にして安全にお預かりできるかどうかを判断してまいります。お子さんを守るためにも、また、サポート会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしく願ひいたします。

できる限りお預かりするよう努力していきたく思ひますので、お気軽にご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐（ノロウイルス、ロタウイルスなど）
- ・けいれんをおこしたことがある場合

☆受け入れ要相談の場合☆

- ・喘息、R s ウィルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患

☆受け入れることができない場合☆

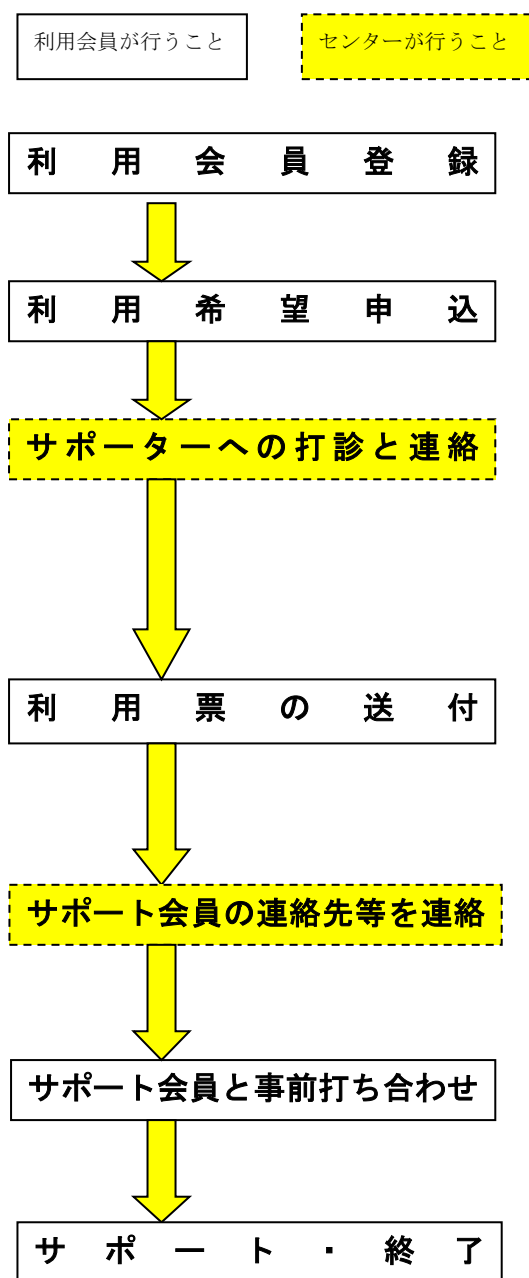
- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満 38℃以上、半年から1歳未満 38.5℃以上、1歳以上 40℃以上の発熱

☆受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウィルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※症状によってはお預かりできない場合（時間調整をお願いする場合）もあります。

4. 緊急サポート登録から利用までの流れ



●センターホームページから入会申込フォーム、利用フォーム 2、3 を入力送信。又は、役場福祉課にて申込。

●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。

受付時間は7時～20時までです。

●センターは、利用希望に添うサポート会員を探し、見つけ次第、利用会員に連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

●利用票をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

●サポート会員に電話し、保育に必要な事柄の確認をします。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。
料金と実費をサポート会員に直接支払います。

センター電話番号 048-297-2903 (7時～20時)

利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<https://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

5. 料金の算出方法について

1 援助活動時間

- ① サポート会員宅で援助を行う場合。
保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。
- ② サポート会員宅以外で援助活動を行う場合。(又は送迎も兼ねた活動の場合)
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間。
- ③ 援助活動が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分より発生します。
- ④ 最初の1時間以降は30分単位で計算します。(料金は1時間の半額になります)

2 移動交通費やその他実費

- ① 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- ② 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- ③ その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

3 支払い方法

利用料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へお支払いします。

利用料については、町から補助金が出ますので、正規の単価からそれぞれの補助金を引いた額をサポート会員にお支払いください。

4 キャンセル料について

- ① 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

ファミリーサポート…基本時間 1時間分の料金 (800円)

緊急サポート …基本時間 1時間分の料金

病児・病後児	1, 100円
病児・病後児以外	1, 000円

- ②無断キャンセルは予約時間分の料金(正規の単価)をお支払いいただきます。

※町から補助金はありませんので、ご注意願います。

6. 保険について

万が一に備え、委託先(緊急サポートセンター埼玉)が、NPO総合保険(あいおい損保)に加入します。

●賠償責任保険

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

7. お預かりに際して準備していただくもの

- ・ 昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・ 食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・ 紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・ お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・ 着替え
- ・ 汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・ おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・ バスタオル
- ・ おしぼりタオル
- ・ ティッシュ
- ・ 薬（必要児童のみ）

※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。（市販薬不可）

●病気のお子さんの預かり時には・・・

- ・ 保険証またはそのコピー
- ・ 受診した病院の診察券
- ・ 町から支給される医療証、医療券など

※受診が必要になった際に、必要となるものをご用意ください。

- ・ お熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物もご用意ください。

ときがわ町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、ときがわ町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域で安心して子育てが出来る環境づくりに資することを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集及び登録を行うこと。
- (2) 会員間の育児の援助活動の調整に関すること。
- (3) サポート会員に対して、援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (4) サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日・時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時～午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者とする。
- (3) 利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する者で、原則として当該利用会員の親族である小学校6学年までの児童（以下「児童」という。）と同居している者とする。

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）をセンターに提出し、サポート会員又は利用会員として、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に該当する際、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
 - (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同居している児童が小学校6学年を終えた場合でもセンターが認めた場合は、この限りではない。
- 2 センターは、次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。
 - (2) 会員の義務に違反したとき。
- 3 会員は、会員資格を喪失し、退会する時は、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 援助活動により、知り得た会員又はその家族の個人情報を保護すること。会員でなくなった後も同様である。
 - (2) センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。
 - (3) 入会后、登録事項等に変更があった場合は、速やかにセンターに届出をすること。
- 2 サポート会員は、次に掲げる義務を負うものとする。
- (1) 善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行うこと。
 - (2) 活動報告書（様式第3号）を活動月の翌月5日までにセンターに提出すること。
 - (3) 援助活動中は会員証を携帯し、利用会員その他から請求があればこれを提示すること。
- 3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
- (2) 第12条に規定する援助活動以外の活動を要求しないこと。
- (3) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求しないこと。
- (4) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
- (5) 援助活動終了後、活動報告書を確認、署名し、援助活動に係る報酬及び交通費等の実費から、別に定めるときがわ町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額をサポート会員に支払うこと。
- (6) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

(代表者)

第10条 センターは、代表者1名をおくものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー、サブリーダー)

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーの業務を補佐し、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任することができる。

(援助活動の内容)

第12条 会員間で行う援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施するものとする。ただし、3親等以内の親族に対し、なされた援助活動は、事業の対象外とする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かること。
- (2) 保育所等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) 保育所等の休日その他の事由がある場合において、児童を預かること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

2 前項第4号に関わらず、下記に掲げる活動は実施しない。

- (1) 宿泊を伴う児童の預かりを行うこと。
- (2) 病児・病後児を預かること。
- (3) 利用会員とサポート会員が、面談による事前打ち合わせを行っていない場合に児童を預かること。

(援助活動の対象)

第13条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校6学年までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第14条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができる。

(援助活動の場所)

第15条 児童を預かる場所は、原則サポート会員宅又は利用会員宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りではない。

(援助活動の報酬)

第16条 利用会員は、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬から、別に定めるときがわ町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額を支払うものとする。

(援助活動の時間の算定方法)

第17条 前条に規定する報酬の基礎となる時間については、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者へ、児童を引き渡し、自宅に戻るまでの時間とする。

2 前項の規定により計算した時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超える時は1時間とする。ただし、最初の1時間はこれに満たない場合であっても、1時間とする。

3 前項の規定による0.5時間にあたる前条に規定する報酬の金額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た金額とする。

(緊急時の対応)

第18条 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

2 災害等で避難を要する際は、原則事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第19条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申し込みをするものとする。

- 2 センターは、援助活動の内容、日時等を確認し、サポート会員との調整を行うものとする。
- 3 アドバイザー又はサブリーダーは、原則として援助活動開始前に利用会員とサポート会員と面談による事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。
- 4 利用会員は、申し込んだ援助活動の内容以外の援助活動を求めてはならない。
- 5 サポート会員は、援助活動を実施したときは、活動報告書に援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第20条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

- 2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第21条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第22条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター代表者が定める。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

援助活動の時間	単 価
午前5時～午前7時	900円/時間
午前7時～午後7時	800円/時間
午後7時～午後10時	900円/時間

※兄弟姉妹で利用する場合は、3歳児以上の児童を対象に単価を2人預かりは1.5人分、3人預かりは2人分とする。

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費(交通費、食事代等)は別途精算。

ときがわ町緊急サポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、ときがわ町緊急サポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、育児の援助を行いたい保育士、看護師、保健師等の有資格者及び子育て経験のある者等（以下「サポート会員」という。）と、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等の援助を希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、相互の紹介を行い、会員同士が相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域における仕事と育児の両立が可能な環境の整備及び子育て支援環境の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集及び登録を行うこと。
- (2) 早朝・夜間等の急な援助活動の依頼にも対応できる体制の整備に関すること。
- (3) 会員間の育児の援助活動の調整に関すること。
- (4) サポート会員に対して、援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (5) サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日・時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時～午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者とする。
- (3) 利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する者で、原則として当該利用会員の親族である小学校6学年までの児童（以下「児童」という。）と同居している者とする。

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）をセンターに提出し、サポート会員又は利用会員として、センターの承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。
- 3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に該当する際、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
 - (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同居している児童が小学校6学年を終えた場合でもセンターが認めた場合は、この限りではない。
- 2 センターは、次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。
 - (2) 会員の義務に違反したとき。
- 3 会員は、会員資格を喪失し、退会する時は、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 援助活動により、知り得た会員又はその家族の個人情報を保護すること。会員でなくなった後も同様である。
 - (2) センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。
 - (3) 入会后、登録事項等に変更があった場合は、速やかにセンターに届出をすること。
- 2 サポート会員は次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行うこと。
 - (2) 活動報告書（様式第3号）を活動月の翌月5日までにセンターに提出すること。
 - (3) 援助活動中は会員証を携帯し、利用会員その他から請求があればこれを提示すること。
- 3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。
- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
 - (2) 第12条に規定する援助活動以外の活動を要求しないこと。
 - (3) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求しないこと。
 - (4) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
 - (5) 援助活動終了後、活動報告書を確認、署名し、援助活動に係る報酬及び交通費等の実費から、別に定めるときがわ町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額をサポート会員に支払うこと。
 - (6) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

（代表者）

第10条 センターは、代表者1名をおくものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

（アドバイザー、サブリーダー）

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーの業務を補佐し、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任することができる。

（援助活動の内容）

第12条 会員間で行う援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施するものとする。ただし、3親等以内の親族に対し、なされた援助活動は、事業の対象外とする。

- (1) 児童の預かり（病児・病後児を伴う預かりを含む。）。ただし、病児・病後児にあつては、医療機関による入院治療の必要がない者に限る。
- (2) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ及び病児・病後児施設等（以下「保育所等」という。）と援助活動を行う場所等との間の送迎を行うこと。
- (3) その他児童の保育に係る緊急に必要な援助を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

（援助活動の対象）

第13条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校6学年までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

（預かり人数）

第14条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができる。ただし、病児・病後児の預かりは児童1人までとする。

（援助活動の日時）

第15条 援助活動は利用会員とサポート会員の間で合意があれば、1年を通じ、時間帯を問わず行うことができる。ただし、病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

（援助活動の場所）

第16条 児童を預かる場所は、原則サポート会員宅又は利用会員宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りではない。

（援助活動の報酬）

第17条 利用会員は、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬から、別に定めるときがわ町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額を支払うものとする。

（援助活動の時間の算定方法）

第18条 前条に規定する報酬の基礎となる時間については、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者へ、児童を引き渡し、自宅に戻る時までの時間とする。

2 前項の規定により計算した時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超える時は1時間とする。ただし、最初の1時間はこれに満たない場合であっても、1時間とする。

3 前項の規定による0.5時間にあたる前条に規定する報酬の金額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た

金額とする。

(病児・病後児への援助活動)

第19条 児童が特定の疾患や状態の際は、別に定める基準に従い援助活動を行わない。

2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。ただし、急な発病等で事前の受診が出来ない場合、サポート会員と利用会員の間で合意があれば、サポート会員が受診の付き添いと受診後の預かりを行うことができる。ただし、病状によってはセンターの判断で預かりを行わないこともある。

3 別に規定する疾患や状態に該当すると診断された場合、利用会員は速やかに児童を引き取らなければならない。

4 サポート会員が受診の付き添いをし、同条第1項で規定する疾患や状態と診断された際の預かり場所は、原則サポート会員宅以外とする。

5 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。

6 サポート会員が受診の付き添いをし、直接医師の指示を受けた場合は、前項にかかわらず、処方に基づき与薬を行うことができる。

(緊急時の対応)

第20条 援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により児童を医院、病院等へ連れて行く場合は、原則、利用会員の合意を得た上で受診する。ただし、緊急を要する場合や連絡がつかない場合は、サポート会員又はセンターの判断で受診することができる。

2 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

3 災害等で避難を要する際は原則、事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第21条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申し込みをするものとする。

2 センターは、利用会員の利用希望内容に応じて対応可能なサポート会員の紹介・調整を行うものとする。

3 サポート会員は、援助活動を実施したときは、活動報告書に援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第22条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第23条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第24条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター代表者が定める。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第17条関係)

援助内容	援助活動の時間	単 価
病児・病後児	午前5時～午前7時	1,200円/時間
〃	午前7時～午後7時	1,100円/時間
〃	午後7時～午後10時	1,200円/時間
病児・病後児以外	午前5時～午前7時	1,100円/時間
〃	午前7時～午後7時	1,000円/時間
〃	午後7時～午前10時	1,100円/時間

※「病児・病後児以外」を兄弟姉妹で利用する場合は、3歳児以上の児童を対象に単価を2人預かりは1.5人分、3人預かりは2人分とする。

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費(交通費、食事代等)は別途精算。